

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

防衛省 第1次回答

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設

提案団体

鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、防衛省

求める措置の具体的な内容

消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設

具体的な支障事例

平成 29 年 3 月 12 日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となっている。

地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量 3.5 トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。

そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。

【求める措置】

(1) 各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。

(2) 教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。

(1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有自動車を運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。

また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を訪れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。

根拠法令等

道路交通法

道路交通法施行令
まち・ひと・しごと創生総合戦略
消防学校の教育訓練の基準
自衛隊法第100条の2
自衛隊法施行令第126条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山県市、田原市、千早赤阪村、宇和島市

○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。

地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障をきたす状態である。

○当市は、消防団員2,084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障きたし、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するものです。

○当市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許証で運転できる自動車の総重が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。

現在、当市でも今年度消防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支障が起こることが予想されます。

こうした状況を踏まえると、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。

○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべて3.5トン以上の仕様となっている。

以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料6も参照して、以下のとおり回答する。

【(1)について】

公安委員会から指定を受けた自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）で技能教習を受講した者の中一定の要件を満たす者（道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者）は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなるところ、職員や設備等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができるとされている。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所（以下「消防学校等」という。）が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教習を受け、かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。

以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における準中型自動車免許に係る教習を終えた者の中一定の要件を満たす者（道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者）について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。

また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的

な運転技能を有しているか否かを確認するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有しているか否かを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。

したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。

【(2)について】

御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができる必要があるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【総務省】

【(1)について】

御要望の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというものであれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。

なお、消防組織法第51条では、「都道府県は…消防学校を設置しなければならない。」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第11条においては、「消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。

また、「平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ。

さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講じることとしている。

【(2)について】

御指摘の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすることについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【防衛省】

防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託をうけることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急」「砲の操作」に従事する者と規定されている。今回のご提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めるものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を賜りたい。